

會學濟經學大國帝都京

# 叢論經濟

號五第 卷三十五第

月一十年六十和昭

## 論 叢

普通銀行及特殊銀行の金融統制…………… 經濟學博士 小島昌太郎

國家資本の諸問題…………… 經濟學博士 谷口吉彦

江戸時代の經濟機構…………… 經濟學士 堀江保藏

李悝の平糶法に就いて…………… 經濟學士 穗積文雄

法幣爲替の補強工作…………… 經濟學士 徳永清行

## 時 論

戰時下における水産業…………… 經濟學博士 蜷川虎三

## 研 究

古代猶太共同體の形態…………… 經濟學士 澤崎堅造

## 說 苑

下請制工業と社會的分業…………… 經濟學士 田杉競

出產統計に於ける季節的變動…………… 經濟學士 青盛和雄

## 附 錄

彙 報

外國雜誌論題

## 法幣爲替の補強工作

德 永 清 行

## 一 戰時爲替對策の建前

支那舊政權の戰時金融對策は國內通貨としての法幣については、當然その收縮策に強度の關心を持たざるを得なかつた。たとひ收縮策緩和の要に迫られたものがあつたとしても、膨脹誘致に陥らざるに深く留意しなければならなかつた。かくて物價の激變、幣制の崩壞に警戒を嚴にしたことは民國二十六年（一九三七年）八月十五日財政部公布の「非常時期安定金融辦法」以降、數々の戰時金融法規に徴しても明かな所である。而して消極的金融調整措置は積極的金融調整手段と合して、内に對しては通貨調節を逐次強化し、外に對しては爲替を間接に直接に統制したものである。就中、爲替對策には極めて慎重なる態度を持し來つてゐることは、支那民間側において、支那政府當局は、爲替相場の維持以外の問題には、考慮を拂ふ餘裕も誠意も有しなかつたと非難してゐる程である<sup>1)</sup>。

然も舊政權側の見解によれば、歴史尙淺き法幣を以て戰時に在つて常時の如くに處し得、自由賣買を維持して然も失墜せざりしは、實に中外稀に見る所として法幣對外爲替相場の安定を語つてゐる。この間について劉大鈞は「日本は既に爲替管理 (exchange control) を實施してゐた。これに反し支那は先行例とは逆に事變發生の當初八箇月間、爲替平衡資金 (exchange equalization fund) の操作を停止せずして、何事も惹起しなかつた (下略)」と云ふ<sup>2)</sup>。

1) 東京銀行集會所調査課編、國民政府の戰時金融對策、p. 31.

2) 法幣之回顧與前瞻、經濟研究、第一卷、第一號、pp. 24-25.

3) D. K. Iie, The Sino-Japanese Currency War, Pacific Affairs, Vol. XII, No. 4, Dec. 1939, p. 414.

てゐる。當初の應急對策たりし「非常時期安定金融辦法」は預金の拂戻制限を實施し、所謂第一次のモラトリアムを劃したものであつた。その後の一聯の措置においても巧妙な仕組において現れたものではあつたが、内に對して金融を安定し、外に對して爲替を統制することの困難を明瞭に反映するに至つた。<sup>4)</sup> 舊政權としては固より爲替統制の要に迫られなかつたのではなく、その戰時金融對策上の重要性は凝視して居つた所である。然も支那の特殊情勢が政府の獨自的態度の決定を牽制したからであるといはなければならない。<sup>5)</sup> たゞこゝで一顧すべきは新貨幣政策による法幣制度の機能如何である。法幣制度は周知の如く、根本において「管理通貨」であり、そのことが、果して財政部の命令によつて金融危機を消滅させることが出来るまでに既に奏功の域に到してゐたかについては、支那側に肯定的見解が存してゐるけれどもそのまゝには受容れ難いものである。

肯定的見解においては法幣政策は既に成功してゐたものであり、支那の外國爲替保有額が豊富となり、對外收支助定項目も收支相償つてゐたとする。<sup>6)</sup> 更にかゝる傾向を繞るものとして、孔財政部長が英國皇帝戴冠式に參列の節、歐米を周遊し、外資を借入れし所あり、又米支銀協定の擴充改正あり、以て法幣の準備力を増強し、國際收支を調整し、その效偉大なるものがあつたとする。更に上海戰の前夜、在支友邦國銀行の協力を得て紳士協定を結び、加へて救國公債の募集は順調なるを得、民間保持の金銀集中策も大いにその效を收めたといふ。

これ等の事實は當時の外匯市場即ち外國爲替市場に對して、何れもが確實に、極めて良好なる影響を與へたものであり、從て支那は内外既に巨額の正貨を擁して準備となし、以て法幣の發行に對して依然絶對に慎重なる態度をとり、爲替相場を確保して低落せしめなかつた最有力の原因をなしたものであるとする。併し乍らかゝる事

4) 小島博士、支那に於ける特殊通貨の研究、pp. 105—131. 5) 關吉玉編、中國戰時經濟、pp. 461—463. 6) 余捷璋、中國的新貨幣政策 pp. 146—156. W. Y. Lin, The Monetary System of China, 1937, pp. 80—83. 7) 前掲、法幣之回顧與前瞻、p. 28. 8) 民國二十六年八月二十六日公布、救國公債條例、參照。

情を集録してこゝに至れば、爲替統制を實施しなかつたことは、爲替市場の強靱性を語るものとはならずして、逆にその脆弱性の側面的補強を示すものである。然も戦區の擴大と國際情勢の變轉は舊政權の戦時金融對策を益々窮迫せしめて行くのであり、爲替對策としても後顧の如き進路を辿つて、その最も困難とする統制操作を、最も混亂した戦時状態において奏效せしめなければならぬことになつたのである<sup>9)</sup>。

もつとも法幣對外爲替相場は果して低爲替を以て有利なりとするか、或は逆に低爲替を以て不利とするかは吟味を要する重要觀點である。換言すれば、爲替相場放任を採るべきや或は爲替相場維持を計るべきやの問題は一應留意して置かなければならない。

現實に現れた経過を回顧すれば、支那事變後の法幣對策は法幣收縮を勵行して、國內保有金銀の操作に安定を求め、對外的には在外正貨の維持に努めしものであつた。更にこれ等を覆つて英米側の支援を得、爲替維持を圖つたものである。然るに時日の経過と共に國內保有金銀の減少、在外正貨の缺乏は舊國民政府をして正貨缺乏に處する對策に緊急なるものを要せしむることになつて來た。

これを時間的に區劃すれば、民國二十七年（一九三八年）三月十日、北京に中國聯合準備銀行が開業された時期以降において、舊政權の爲替對策は積極性を加へたものである。舊政府側の意向においては、聯合準備銀行は、紙幣を發行し、これを以て淪陷區内の流通法幣を換取し、外國爲替を購買せんとするにより、財政部は國力保有の計の爲に、遂に防衛に力を竭さざる能はずといふにおいての爲替對策の積極化、即ち所謂日支通貨戰の開始となつたとする。

前掲の劉大鈞によれば、事變發端の民國二十六年七月より二十七年春までは通貨戰は小争の域のものであつた

9) 前掲、法幣之回顧與展望、P. 25.  
中國之戰費與歐美關係、中外經濟拔萃、第四年、第七・八期、pp. 31-32.

としてこれを第一期となし、二十七年三月十日中國聯合準備銀行開設以降を第二期、二十八年五月十六日上海に華興商業銀行が開辦した頃から第三期となつたとする。これを最近までの事態に即應して引延せば、今年一月六日中央儲備銀行の成立期は第四期を劃したものとみなすことが出来るであらう。

事實、如上の經過に對應して爲替對策は明確に段階づけられるのであつて、第一期は間接的統制時期であり、第二期より以降は直接的統制時期であり、時期の進むに従ひ、爲替統制を強化して來たものである。然も事態の緊迫は管理強化を一段と必要としたことはいふまでもない。<sup>10)</sup>

## 二 輸入爲替の割當

民國二十七年（一九三八年）三月十二日舊政權は「中央銀行辦理外匯請核辦法」並に「購買外匯請核規則」を財政部より電令公布した。この外國爲替割當政策の實施必要は第一に外貨の缺乏であつた。第二は法幣流通量増大（封鎖預金の合法的な法幣兌換並に匯割に依る法幣購入により）による外國爲替壓迫を由來とした。第三には三月十日北京に開業した聯合準備銀行の支那側のいふ「無擔保不兌現之錢幣」發行についての對策としての意義であつた。即ち淪陷區内流通法幣を換取して、外國爲替を購買せんとするを以て、目前北支淪陷區内流通の二億元の法幣とその在外準備が大影響を蒙るなどを舉げ得られるものとした。然も最も直接的原因は第一の外貨の缺乏であつたが、舊國民政府が本辦法公布に際して理由とせし所は第三の同年三月十日北支に創設されたる聯合準備銀行の法幣收取とその取得法幣を以てする外貨獲得を繞つての法幣防衛であつた。<sup>11)</sup>

その財政部電令の前文要旨は次の如きものである。日本軍が侵略して以來、政府は法幣に對して維持、擁護に

10) D. K. Lieu, *ibid.* p. 414, p. 419. 中國金融年鑑社、中國戰時經濟志、第三章 pp. 14-18.

11) 前掲、國民政府の戰時金融對策、pp. 36-37.

12) 前掲、法幣之回顧與前瞻、p. 29.

努めたるは永く中外人の深く知る所である。然るに敵人は不意に北京に偽組織をして所謂聯合準備銀行を設立せしめ無準備不換紙幣を發行し支那人の膏血を吸収せんとするに至つたから防備を加へざるべからずとして特に中央銀行總行を指定して「外匯之請核」即ち外國爲替の申請査定を行はしむるといふにある。

この規定の企圖せし所は全國の金融中心を上海より奥地と西南に移轉せしめ外國爲替を管理する外、支那新經濟根據地を建立するの作用を具有せしめんとするものであつた。蓋し當時上海は既に淪陥し、中央銀行總行は既に漢口に遷移してゐたからである。<sup>12)</sup>爲替の賣却は原則として漢口において取扱はれるのであるが便宜の爲に香港にも通訊處が設定されて取次を行ふことにしてあつた。これは地域的に敍上の目的を達成せんとするのみならず二十四年の幣制改革布告第六條<sup>13)</sup>に依る中央、中國、交通の三政府系銀行の爲替取扱を中央銀行一行のみに集中せしむることになつたのである。もつともこの上海除外については外國系銀行の強き反對により、四月十二日爲替管理法を修正し、中央銀行上海支店內に上海外匯通訊處が設けられることになつた。<sup>14)</sup>

「中央銀行辦理外匯請核辦法」即ち外國爲替申請査定辦法であつて三箇條が規定された。<sup>15)</sup>(一)外國爲替の賣出は二十七年三月十四日より開始する。中央銀行總行を經由して政府所在地において處理す。但し便宜の爲に、該行が香港に設立する通訊處によつて取次をなすを得。(二)各銀行は正當の用途に因つて外國爲替の收支照合後外國爲替を必要とする時は申請書を附して中央銀行總行或は香港通訊處に送達すべし。(三)中央銀行總行は申請書を受入れた時は購買外匯請核規則に依照して査定し、法定爲替相場に従て外國爲替を賣却す。右に基く同年三月十四日より實施されたる「購買外匯請核規則」即ち外國爲替購入申請規則の主要は次の如くであつた。中央銀行辦理外匯請核辦法の主旨に従ひ銀行が外國爲替を購入せんとする時は、規定の格式に従ひ中央銀行總行或はその香港通訊處に申請すべきものとした。

外國爲替の賣却についての權限が中央銀行に集中されるに至り、中央銀行は外國爲替を要求するものに對し從

13) 幣制改革布告第六條、爲使法幣對外匯價、按照目前價格穩定起見、應由中央中國交通三銀行、無限制買賣外匯。  
 14) 上海外國爲替取次所の除外は法幣對外爲替相場に一段階を劃した重要な一因となつたものである。  
 15) 外貨割當制、外國爲替割當辦法である。

前の如くにこれに應ぜざることになつた。<sup>16)</sup> 爲替引締の強化は却つて外貨缺乏についての危懼を深めるものなりし動向にあつたが、中央銀行の供給については一般商人はその減少を恐れ申請は實需以上に増額するの傾向を生じた。かくて中央銀行としては毎週査定許可の外國爲替數を當該請求額に比し一段と減少するの舉に出でざるを得なかつた。この結果密貿易商並に奸商筋は外國爲替の買入が困難となり、遂に外國爲替保有方面に向つて轉買を要求し、この種の不法賣買は市價を正常價格より引上げ、これによつて中央銀行の外國爲替の賣却許可分は英爲替十四片半のものが、暗盤匯價即ち爲替暗相場を現出することになつた。<sup>17)</sup> 即ちこゝに「法定匯價」に對して「暗盤匯價」の分岐が生じたわけである。前者は法定相場 (Official rate) であり、民國二十四年十一月の新貨幣政策實施により法定したる對英一志二片半をいふ。後者は所謂闇相場であつて、それは舊政權側の認めざるの謂ひであるが、上海市場における香上銀行の實際相場 (Actual rate) であり、市場相場 (Market rate) である。

爲替統制の間接工作の時期は預金拂戻制限乃至匯割手形措置に委するものであつたが、事態の緊急に副ふを得ず、こゝに外匯請核即ち外國爲替申請査定を實施したものであつた。然るに外國爲替割當制は政府の外貨缺乏を暴露し、更にこれが管理を強化しなければならなかつた。外國爲替割當の縮減を強化し外資の缺乏を防止せんとするこの種の企劃は數次の修正を経て爲替統制としては益々強化されると共に、當初の爲替對策から漸次輸入貿易を統制せんとするに至り、輸入許可制を併行することになつた。遂に輸入統制は政府により輸入が許可される物資以外は事實上禁止される迄に到達した。<sup>18)</sup> 而して爲替操作の實體は中央銀行の爲替割當なる表面上の統制について、英國系銀行による爲替相場維持の協力工作に意義を深めたものである。

外匯請核制度實施が補整強化されたるは統制技術の改進に、規定計劃の周到に現れて來たものである。即ち中

16) 前掲、法幣之回顧與前瞻、p. 36. 査定許可類の遞減は支那側においても事實としてこれを認めてゐるがその理由は次の如きものであつた。即ち支那の外國爲替供給力衰退の徴ではなく、政府當局の爲替統制と浪費節約の政策が成功せるが爲であつたとす。

請に現金提供を必需としたること、貨物注文は必ず政府の特別許可を必要としたる如きこれであつて、必需貨物に非ざれば輸入禁止の建前がとられた。蓋し、一方英支爲替平衡基金一千萬磅の設定は爲替の暗市相場に安定を與へる所があつたけれども、他方輸入の増加、就中非必需品の輸入激増したるにより、國際收支均衡を維持して、外國爲替相場を鞏固にすべく、爲替の調整より進んで輸入貿易の管理、非必需品輸入の制限乃至禁止を緊急の策とするに至つたからである。かくて二十八年七月一日「非常時期禁止進口物品辦法暨禁止進口物品表」の施行となつた。<sup>17)</sup>

右禁止進口物品辦法の公布に引續き財政部は外匯請核制度を改正した。右は外國爲替の申請者に對して法定一志二片半による外國爲替の供給をなすと同時に外國爲替平衡税を加徴することにしたものである。<sup>20)</sup> この「進口物品申請購買外匯規則」が二十八年七月四日公布されるに及び、先に二十七年三月十二日公布の外匯請核辦法に購買外匯請核規則はこゝに即日廢止のことになつた。<sup>21)</sup>

要するに、輸入爲替の割當については従前の如き無制限賣買を廢止し、申請に對して政府の査定割當としたものである。それは爲替工作としては従來の法幣收縮策を基調としたる間接的爲替統制が直接的爲替政策に轉換したものであつた。

然も外國爲替の割當制は却つて爲替相場を低落に導いたことは、若干の原因を伴つて舊政權の外貨缺乏の暴露を主因としたからであり、割當制の強化は法幣に對して寧ろ危懼を増大するものであつた。かくて政府としては法定相場は維持せんとしても實際市場相場の發生は二十七年三月の上海通訊處除外措置の頃より外國銀行のモラル・サポート破棄を重要な一因に織込んで、顯著な事實となつてしまつた。こゝに二十八年七月の新規定

17) 前掲、法幣之回顧與前瞻、p. 30. この輸出外國爲替統制については實施當初は裏面操作が重なり、殊に外國銀行それが最も基しかりしを傳ふ。

18) 前掲、法幣之回顧與前瞻、p. 29. 前掲、國民政府の戰時金融對策、p. 39.



において彌縫措置として平衡税加徴が現出した。それは時間的に前後して、後顯の輸出爲替についての差額補償の措置と併せて、舊國民政府の商業相場(Commercial rate)の創定となつたものである。

### 三 輸出爲替の集中

貿易統制については國民政府は既に二十六年(一九三七年)十二月貿易調整委員會を設置して輸出入貿易の統制管理に着手する所があつた。<sup>22)</sup>而して輸入貿易の統制については上述の如き経過を見たのであるが、輸出貿易統制についても固より放置さるべきものではなかつた。これ等一聯の動向は、舊國民政府が西南支那經濟建設を行はんとし長期抗戰の態度を明にしてから以降の措置に強く現れて、國內食糧の確保、日本向重要物産禁止、更に外國爲替集中の目的へと進展し、政府の輸、移出直接管理へと強化して行つた。<sup>23)</sup>

蔣介石政府の戰時金融對策は法幣防禦において強化を圖るに緊急なるを要した。その金融對策は單なる金融、爲替工作を以てしては強力たり得ず、貿易、産業、財政の諸政策を擧げて經濟機構の全面的なる戰時體制編成に進んで來たものであり、それは更に經濟的から政治的性格を持つて對外策に互つて戰時金融對策の諸問題が展開してゐる。具體的には西南經濟建設計劃の下に、貿易上は輸出入貿易の統制となり、産業上は奥地産業開發工作となり、財政上は公債及増税による財政収入の増加が強調されて來た跡を見る。<sup>24)</sup>

支那の如き國情においては爲替乃至貿易の組織的統制はその必要は提言せられ乍ら實施は頗る困難である。然るにこの實行を最も困難なる戰爭狀態の下において行はねばならなかつた理由は外貨の缺乏よりする壓迫と見なければならぬであるが、支那側の見解は實施の困難性は認め乍ら實施の理由は所謂防衛の見解を同執するのであ

19) 前掲、法幣之回顧與前瞻、p. 37。  
財政部發言人の本辦法の意義及び内容についての談話發表、參照。  
20) 第四條、凡經核准購買之外匯、由指定之中國或交通銀行、按照法價售給、但申請人、須繳納按法價與中交兩行掛牌價格差額之平衡費。

る。支那としては友邦列國の利益を考慮する所からして輸入貿易の制限を戒めたものであつたが、支那自身の意思から出たものでなく、支那はその貨幣制度上に繰返される日本の攻撃によつてやむなくかくせざるを得なかつたのであり、この日支間の通貨戦は日支を傷害するのみならず凡ての關係國家の貿易上に致命的打撃を蒙らす刀剣であるとなす。<sup>26)</sup>

民國二十七年（一九三八年）四月二十五日輸出外國爲替統制の諸辦法が施行されることになつた。この主要辦法は「商人運貨出口及售結外匯辦法」並に「出口貨物應結外匯之種類及其辦法」とこれが實施についての注意事項に關する規定であつた。<sup>27)</sup>

「商人運貨出口及售結外匯辦法」は即ち商人の貨物輸出及び外國爲替賣渡辦法である。輸出商は財貨の輸出に當つては先づ登記を請求し並に貨物を賣却して得たる外國爲替を政府銀行に賣却し、外國爲替賣却後所得したる證書により財貨を輸出すべく、この項の證明書がなければ殘送するを得ざるを内容とした。即ちこの仕組においては輸出商は「承購外匯證明書」其他の證書を海關に提出して、通關手續をなすを要すべく、而して輸出代金即ち輸出爲替は政府系銀行即ち中國銀行或は交通銀行に賣却するを要するのであり、こゝに輸出爲替の集中が實施されたわけである。

「出口貨物應結外匯之種類及其辦法」においては外國爲替を賣却すべき輸出貨物の種類とその辦法を規定した。これは當該貨物の對外輸出についてのみならず、淪陷區域への移出についても外國爲替を賣却しなければならぬものとした。當初二十四品が指定され輸出を奨励し、その輸出によつて得たる外國爲替は政府系銀行に集中せしめんとしたものであつた。二十七年冬、政府は手續を省略して若干の國內産量の比較的少きもの、或は主要産地が既に占領されて統制の方法なきものについて、外國爲替の取組を暫時免除して居り、その後外國爲替を賣却すべき輸出貨物の限定に若干の變更を行つた。<sup>28)</sup>

此種の處置は「優惠商民起見」と稱したけれども、實際國內産量比較的少く、或は主要産地が既に占領されてある等の眞義とせし所は、舊國民政府の意圖が、自己統治領域における輸出の大部分を占めるものについて、外

21) 進出口物品申請購買外匯規則、二十八年七月四日公布。  
進出口物品申請購買外匯規則施行綱則、二十九年二月財政部公布。  
22) 輸出入貿易管理委員會については支那經濟年報(改造社版)十四年度、p. 326。参照。

貨の集中を努めんとするものであつたと見るべきである。それは輸出税の免除においても、輸出品を舊國民的政府管理領域を通過せしむるに便ならしめんとするものであり、被占領域への貨物轉口禁止の傾向においても顯れて來てゐるのであつた。<sup>23)</sup>

これ等の措置は輸出増進を期したものであつたが、國際市場の影響を蒙り、又輸送上の不同滑により打撃を受け、國産品生産への悪影響も發生したので(イ)政府による戦時保険料の支辨(ロ)輸出税の減免(ハ)運賃の軽減の如き要求も出た。殊に、法幣公定相場と實際市場相場より生ずる輸出商人の蒙る差額補償の要求は(ニ)輸出商人が政府系銀行たる中國銀行、交通銀行に賣却する輸出爲替の換算率の變更(ホ)輸出商人へ政府による現金補償として要求されたのである。これ等の中輸出税及運賃の免除又は引下は或程度の實施が行はれたが更にその實施による效果薄の見込の下に採用しがたしとの態度となり、就中輸出商の外國爲替を市價による政府系銀行への賣却乃至輸出商人への政府よりの補償金の如きは結局法幣の公定爲替相場の下落となるべく、然も貨物の生産者を露さすとの理由の下にこれを採用しなかつた。而してそれが對策は(甲)輸出品の原價輕減による輸出の促進と(乙)土貨の市價調整による國內生産の奨励がとられることになつた。<sup>24)</sup>併し乍ら輸出爲替の強制賣却は、法幣對外爲替相場に法定相場と實際相場の分岐が生じた事實の現存する限り、強壓的措置は裏面に密輸出の誘發となるものであつた。

ここにおいて貿易調整委員會は貿易對策に努むると共に、二十八年三月六日「商人減結出口外匯辦法」を公布せしめてゐる。本辦法は輸出商が銀行に向つて輸出爲替の賣却について、特定の場合に限り、賣却爲替の一部分の減額決済を認めたものである。併し乍らこの程度の對策では輸出商への補償は不充分であり、輸出爲替集中の

23) 前掲、國民政府の戦時金融對策、p. 70. 前掲、中國戦時經濟志、第六章pp.8-2.  
24) 前掲、國民政府の戦時金融對策、p. 56.  
25) 前掲、法幣之回顧與前瞻、p.28. Koh Tsung-fei, Exchange Rate: Long-time And Short-time Views, Finance and Commerce, Dec. 22, 1937. pp. 483-484.

實績を擧ぐるに困難であつた。されば補強工作が施されたが、これは大きく留意さるべく、かかる傾向における重要法規の公布と見るべきものであつた。

即ち輸出商の保護の爲に二十八年七月十三日財政部より公布したる「出口貨物結匯領取匯價差額辦法」が劃期的意義を持つものであつた。蓋し二十八年七月四日より輸入商については外國爲替平衡費を徴收したるに對し、輸出商については法定相場にて賣却したる輸出爲替と中國、交通銀行公表相場の差額について補整の措置を講ずべきに發したものであつた。<sup>26)</sup>尙殆んど時を同じふして「出口貨物售結外匯數額核定辦法」が二十八年七月一日公布され、外資獲得の確實を期する所があつた。

先の輸入爲替については平衡稅徵收、輸出爲替については平衡稅給與をなすものであり、舊國民政府の窮餘の策であつたが、爲替工作上に持つ意義は大であつた。即ち法定相場を標榜しつゝ、實際には市場相場に牽制されて、遂に餘儀なく商業相場を突出したものである。

この外舊國民政府は「禁運資敵物品條例」を制定し、「禁運資敵物品區域表」を公布し「外銷品限制起運轉口辦法」を訂定してゐるが、何れも輸出外國爲替資源を保留し、以て法幣の外國爲替金額を充實し、國際收支を平衡せしめんとするものである。而して「淪陷區域辦貨辦法」を特訂してゐるが、その理由とせし所は淪陷區内の支那側工場の原料仕入及び民生日用品の必要により、本法を實施して日本側に資せざる保證並に轉出口の制度としたものである。<sup>27)</sup>

爲替政策については間接的統制より、直接的統制へ強化されたことは既に觸れた所である。當初においては預金拂戻の制限、匯割手形の運用によつて法幣通貨の膨脹阻止の舉に出でたものであるが、これは資本逃避につい

26) D. K. Jien, *ibid.* pp. 425-426.

27) 輸出爲替集中辦法である。  
28) 出口貨物結匯報運辦法。附修正出口貨物結匯報運辦法等參照。  
29) 前掲、國民政府の戰時金融對策、pp. 69-70.

ての防止であり、延いて間接的に爲替統制の機能を狙つたものである。爲替政策の進展は輸入爲替についての統制として現れたが、それは申請に對する政府の割當制としてであり、外國爲替統制の直接的手段である。併し乍ら輸入爲替についての統制は外國爲替を賣出すのみでこれが買入なく、輸出爲替を市場活動に放任しておくことは爲替相場的前途に影響大なるを免れないから、固より對策の一面たるにとどまるものであつた。ここに輸出爲替を集中して外國爲替金額を増加し、以て法幣の外國爲替相場を安定せしむべき必要に當然迫られるのであつた。輸入爲替の割當により外貨減少阻止の措置が講ぜられたるは結局消極的態度より出づるものでなかつたが、ここに爲替政策は積極的に輸出促進による外貨集中を企圖した側面があつた。爲替賣却の統制が輸入統制に進展せしと同様に爲替買入の集中強化は輸出統制の強化を伴ひて同時に輸出統制策が推進せしめられることになつたのである。

輸入爲替の割當は外貨減少防止策として、輸出爲替の集中は在外資金補充策として、消極的側面と積極的側面における意義を持つものである。而して前者は固より資金逃避の防止策であるが、後者も亦財貨の形に置換られ得るいはば間接的な資金逃避の抑制策となる。

かくの如くして爲替對策は時期を劃して強化の歩を進めてゐるが、その經過の中に法定相場（法定匯價 Official rate）と市場相場（黒市匯價、暗盤 Market rate）に分歧し、商業相場（商業掛牌匯率、Merchant rate）の創定となつたわけである。<sup>30)</sup>

#### 四 爲替補強機關

30) 前掲、國民政府の戰時金融對策、pp. 66—68.

31) 滿鐵調査部編、支那國際收支論叢、p. 270.

32) 前掲、法幣之回顧與前瞻、p. 59.

上述の経過において、舊政府財政部は民國二十八年（一九三九年）四月二十二日「財政部外匯審核委員會章程」を公布した。財政部はこれより嚮に、同年三月十七日「各機關請購外匯應行注意事項」を公布して政府關係機關の必要とする輸入爲替について規定する所があつた。更に、ここに各機關が外國爲替を請購せんとするを審核せしむる目的の下に「外匯審核委員會」を特設したのである。これは政府機關と輸入爲替についての措置であつて、その表示する如く財政部の外匯審核委員會である。

別途において私人關係の輸入爲替については、前顯の「購買外匯請核辦法」における「特指定中央銀行總行辦理外匯請核事宜」に本づく辦法が存續してゐた。爾後二十八年七月四日「進口物品申請購買外匯規則」の公布は平衡税の措置において大きく留意さるべき時期を劃したものであるが、本法は外匯請核辦法に代つたものである。それはここで關聯する範圍においては購買申請は中央銀行に代るに外匯審核委員會に向つて行はるべきを規定したものであり、かくて一切の外國爲替購買申請は財政部外匯審核委員會において審核事項が處理せられることになつた。

やがて同年九月八日中央、中國、交通、中國農民四政府系銀行を以て組成せられたる四行聯合辦事處總處の出現は爲替審核事項を右辦事處總處理事會に移管したものである。この措置においては四聯總處内の匯兌處の關聯において、一見、技術的に進歩を示せしものの如きも、財政部外匯審核委員會は初審核關として、四聯總處匯兌處委員會は復審核關としての夫々の立場を有せしむる二重制になつてゐる。而して政府機關の外國爲替事項と私人の外國爲替事項とは取扱を異にし、前者は中央銀行を通じて法定相場により、後者は中國或は交通銀行を通じて商業相場によるのである。<sup>34)</sup>

右の如く法幣外國爲替相場についての蔣介石政府における爲替統制及びこれが機關の補強を取上げた。かくて

33) 參照、十龜盛次、法幣の「法定相場」「市場相場」及「商業相場」、經濟論叢、第五十一卷、第四號、宮下忠雄、法幣對外爲替相場の分岐について、國民經濟雜誌、第七十一卷、第三號。

蒋介石政府は輸入許可の權を掌握して、輸入爲替を割當て、輸出貿易を統制して、輸出爲替を集中せし經過を見たのであるが、その實質的成果は極めて乏しいものであつた。更にこれに關聯して若干觸れておかねばならぬのは英米側の支援である。ここでは、代表的なものに限定して見るに爲替相場維持を當面の目的としたものとして民國二十八年三月八日「中英平準外匯基金」即ち英國の法幣安定資金の出現がある。實はそれより早く北支に中國聯合準備銀行が開設されたる二十七年三月の少し後同年六月頃、法幣暴落の機に際して舊政府と英國側の協議によつて極秘裡に三百萬磅が試験的に設定されてゐたものの如くである。<sup>35)</sup>

所謂一千萬磅基金は在支英國銀行と舊政府銀行が共同出資によつて、法幣安定資金として設定したものであり、法幣の價值維持以外には利用出來ざる建前のものであつた。右基金は法幣價值維持の支柱の具體的表明として見れば、維持資源としては少額であり、その實績は設定後數箇月を経ずして基金内容に關しては悲觀的觀察が傳へられた。併し乍ら問題の重點は法幣價值維持操作が舊政府より香港の基金運用委員會に移行し、中央銀行に代るに匯豐、渣打銀行と中國、交通銀行、就中實質的には英國系銀行の操作に委せられた經過である。

國民政府の戰時爲替工作は大要以上の如くであつた。法幣の價值維持の爲にその健全性を強化せんと努むる所があり、或は正貨準用補強策として金銀の集中を圖り、或は金銀貨と他の密輸出、鑄潰しを防止し、或は資本逃避を取締り、事變處理の爲の軍需品購入資金の減退を極度に懼れたものであつた。然も事變直前の在外資金の殘額は極めて不安な結末に到達したものと推定される。從て今日兎に角法幣の價值が或程度に維持されてゐるのは主として英米側の支援にかかるもの多きは明らかな事實となつてゐるのであり、法幣は單なる統制強化乃至は國家觀念醸成による民衆の支持により崩壞を防止し得たものではなく、結局外貨乃至正貨に直接か間接かに連繫を有するが故に價值を維持するのである。その連繫が繼續する限り價值の低落も防止され得る限度が劃されると見

34) 前掲、法幣の「法定相場」「市場相場」及「商業相場」、pp. 31—33.

35) 前掲、國民政府の戰時金融對策、p. 136.

36) 出資内容は舊政府側五百萬磅、英國側提供五百萬磅計一千萬磅の爲替安定資金。

ることが出来る。對外爲替相場維持の必要は政府の對外購買力強化の建前から夙に留意された所である。爲替相場の引下は政府の對外購買力を減少せしめ支那の戦争經濟遂行を阻害することになると憂慮する意見においては爲替相場は内外物價の調整如何の問題を離れて政府の利益の爲に、その爲替相場の維持が主張された所である。併しここにその維持を不可能と見る時、支那は一路不利な條件のみに陥ちて行くであらうかの問題に逢着する。即ち國內物價と均衡を失つた支那の對外爲替は寧ろ放任せしめて、外國品の輸入を防止し、入超増による通貨準備の減退を阻止すべしと説く如きは一應考へられることではある。されどこれは平時の爲替理論であり、戦時經濟の支那にこの論旨はそのままでは適用され難い。然も阻止せんとして防禦し得ずと見ても、ここに留意すべき角度が存在する。

重慶政府の軍需品買付は既に支那の正貨準備が磅或は弗勘定に置換られたと同様の意味において外國側支援の續く限り、爲替の低落は蒋介石政府の軍需品買付に影響を輕微のものとするとせば、支那は通貨價値を低落せしめて、日本の對支關係を不利に導き、日本乃至新政權の新通貨工作を不利に陥れるに利用すべしと説く法幣低爲替説は注目を要した所である。<sup>37)</sup>

以上一聯の經過を更に一段と補強するの措置として、本年八月十八日重慶政府の發表したる「外匯管理委員會」の設置がある。右は法幣平準資金委員會の決定の實行に當るものである旨が説明されたといふ。英米の支那在外資産の凍結に關し、爾後における輸入、輸出關係措置の改廢と共に向後の成行に留意を要する。

支那の金融、財政については英米依存の關係が濃厚であることは今更言を俟たない。そこには上海自由市場支持論を主張したロジャース (Cyril Rogers) の退場があつたとしても、英、米殊に米國の關心を強く反映して重慶政權の向後の動向を看取しなければならぬものが多分に伏在する。<sup>38)</sup>

- 37) 孟昭瀾、新外匯平準基金與淪落區法幣、財政評論、第六卷、第一期、pp. 76-80. 朱通九、戦時經濟問題 pp. 103-114.  
38) The Anglo-American Stabilization Agreement With China, Finance and Commerce, July 16, 1941. pp. 53-54.